

東京湾における化学的酸素要求量等  
に係る第9次総量削減計画  
(案)

令和4年7月  
神奈川県

## 東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画（神奈川県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の3の規定により、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ニに掲げる区域について、令和4年1月24日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）に定められた削減目標量<sup>(注)</sup>を達成するため、必要な事項を定めるものである。

(注) 削減目標量とは、削減のための対策を講じた場合の目標年度における化学的酸素要求量（以下「COD」という。）、窒素含有量及びりん含有量により示される汚濁負荷の発生量をいう。

### 1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

令和6年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

#### (1) COD

|      | 令和6年度の削減目標量 (ト/日) | (参考)第8次総量削減計画における令和元年度の削減目標量 (ト/日) | (参考)令和元年度の実績量 (ト/日) |
|------|-------------------|------------------------------------|---------------------|
| 生活排水 | 11                | 10                                 | 11                  |
| 産業排水 | 6                 | 7                                  | 6                   |
| その他  | 4                 | 4                                  | 4                   |
| 合計   | 21                | 21                                 | 21                  |

#### (2) 窒素含有量

|      | 令和6年度の削減目標量 (ト/日) | (参考)第8次総量削減計画における令和元年度の削減目標量 (ト/日) | (参考)令和元年度の実績量 (ト/日) |
|------|-------------------|------------------------------------|---------------------|
| 生活排水 | 13                | 12                                 | 13                  |
| 産業排水 | 7                 | 9                                  | 7                   |
| その他  | 5                 | 5                                  | 5                   |
| 合計   | 25                | 26                                 | 25                  |

### (3) リン含有量

|      | 令和6年度の削減目標量 (ト/日) | (参考)第8次総量削減計画における令和元年度の削減目標量 (ト/日) | (参考)令和元年度の実績量 (ト/日) |
|------|-------------------|------------------------------------|---------------------|
| 生活排水 | 1.1               | 1.1                                | 1.1                 |
| 産業排水 | 0.3               | 0.4                                | 0.3                 |
| その他  | 0.4               | 0.5                                | 0.5                 |
| 合計   | 1.8               | 2.0                                | 1.9                 |

## 2 削減目標量の達成のための方途

東京湾の水質を改善するため、関係市等と協力・連携して、次の方途により、COD、窒素含有量及びりん含有量の削減を図る。

### (1) 生活排水対策

東京湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、関係市等と協力しながら、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進するとともに、排水処理の高度化の促進、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

#### ア 下水道の整備等

下水道については、国の社会資本整備重点計画、東京湾流域別下水道整備総合計画及び神奈川県生活排水処理施設整備構想との整合を図りつつ、目標年度までに次の表に掲げる数値を目標にその整備を促進する。

また、再生水の利用を推進するほか、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排出水の水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりんの高度処理の導入について、海域の状況及び下水道の普及状況を勘案しつつ、その推進を図る。

合流式下水道については、越流水の現状把握に努め、雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強、雨水吐のせき高の改良、スクリーンの設置等による改善を推進する。

| 年度            | 行政人口 (千人) | 処理人口 (千人)                       |
|---------------|-----------|---------------------------------|
| R6            | 4,854     | 4,817<br>【2,631】 <sup>(注)</sup> |
| (参考)<br>R1 実績 | 4,876     | 4,831<br>【1,985】 <sup>(注)</sup> |

(注) 【 】内は、高度処理人口を示す (内数)。

## イ 浄化槽の整備等

浄化槽については、神奈川県生活排水処理施設整備構想との整合を図りつつ、合併処理浄化槽の設置整備事業の活用等により、下水道処理区域以外の地域において合併処理浄化槽を整備するとともに、既設の単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）等に基づき、適正な設置並びに設置後の水質検査、定期検査、保守点検及び清掃の徹底を推進することにより、排出水の水質の安定及び向上を図る。

## ウ 一般家庭に係る生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号。以下「条例」という。）等に基づき、関係市等と協力し、調理くず、廃食用油等の排水中への流出防止、洗剤の適正使用等について普及啓発に努める。

## (2) 産業排水対策

### ア 総量規制基準の設定

法の排水規制を受ける 1 日当たりの平均排出水量が 50 立方メートル以上の特定事業場（以下「指定地域内事業場」という。）については、排出水の水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために講じられた措置とその難易度、原材料等の使用の実態、費用対効果等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

特に、法第 4 条の 5 第 2 項に規定する特定施設の新増設等のあった事業場については、より高度な技術の導入が可能であることから、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図る。

なお、総量規制基準の算出に用いる濃度等については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 134 号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 135 号）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 18 年環境省告示第 136 号）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分するなど、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

### イ 指定地域内事業場に係る対策

指定地域内事業場については、総量規制基準を遵守させるとともに、法、条例等に基づく立入検査等を実施し、工程内で使用される添加物の低減、副原料の転換、凝集剤や栄養剤の添加の適正化等を指導する。

また、施設の新設・増設、排水処理施設の改善等を行う場合には、汚濁負荷量の削減効果の高い排水処理施設の導入を指導する。

#### ウ 指定地域内事業場以外の事業場に係る対策

指定地域内事業場以外の事業場については、法、条例等に基づき、排水処理施設の適正な管理など汚濁負荷量の削減のための指導等を行う。

#### (3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図る。

#### ア 農地からの負荷削減対策

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）等に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、化学肥料の使用削減や土壌診断を活用した肥料の適正な使用等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

#### イ 家畜排せつ物の適正管理

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）及び神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を推進し、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

### 3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

#### (1) 砂浜、藻場等の造成・保全

砂浜、藻場等の造成・保全等の事業を推進するとともに、関係市等と協力し、NPO等による藻場再生・保全活動への支援や協働に努める。

また、定期的に藻場・干潟の分布状況に関する調査を行う。

#### (2) 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立

水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等により漁場環境の改善を推進する。

#### (3) 環境に配慮した構造物の整備、補修、更新等

新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する。

#### (4) 底質汚泥の除去等

汚泥の堆積が著しい河川及び港湾のしゅんせつを行う。

#### (5) 水質汚濁等の監視体制

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施、その他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の維持に努める。

#### (6) 情報の発信、啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するには、県民、事業者、NPO等の理解と協力が必要であるため、インターネット等の媒体を活用して情報発信に努めることにより総量削減についての正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。

また、この計画の推進に当たっては、毎年、実施状況を把握するとともに、その結果を公表する。

#### (7) 調査研究の実施

東京湾の水質の把握や水質改善のための調査研究の実施に努める。

#### (8) 中小企業者等への助成措置等

中小企業者等に対し、資金の助成及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進する。

#### (9) 広域的な取組の推進

東京湾岸自治体環境保全会議、九都県市首脳会議等の広域的な連携を通じて、東京湾の水質改善に向けた普及啓発等に努める。